

請 書

令和 7年 1月14日

横浜市契約事務受任者
契約番号 2425027003

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2
商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦 印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 温水洗浄便座 (TOTO) 4台 製品指定

契約区分 確定契約 概算契約 (概算数量契約)

契約金額

百 十 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 2 0 1 6 9 6

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十 百 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 1 8 3 3 6

免税業者

内 訳 (品名:品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
TOTO ウォシュレット TCF587Y#NW1 温水洗浄便座	4台	45,840	183,360
合 計			183,360

納入場所 (履行場所) 総務局物品事務集約課

納入期限 (履行期限) 令和 7年 1月 14日 から 令和 7年 2月 13日 まで

前 金 払 しない する

部 分 払 しない する

部分払の基準 設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 物品供給契約約款 物品製造 (印刷製本) 請負契約約款
 委託契約約款 修繕請負契約約款
 賃貸借契約約款 設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。